

□ 発行／新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集／総務課 □ 毎月10日・25日発行

## 6月21日（日曜日）は

## 町議会議員選挙の

## 投票日



### 最も身近な選挙

義理や人情に動かされず

清き一票を！

西川町議会議員の任期満了による一般選挙は、六月十四日（日）告示され、一週間後の二十一日（日）に投票が行われます。今後四年間町政をになう二十二人の議会議員を選ぶ重要な選挙です。

町民にとって最も身近な選挙だけに、ややもすると義理や人情に動かされることも多いのですが、自由な立場にたち、町政に対する強い関心をもって、町民の代表者にふさわしい人を選ぶことが、町民の豊かな生活を築くために最も大切なことです。

投票日には、明るく住みよい町づくりのため棄権することなく、そろって投票しましょう。

### ▽あなたの投票所は△

今回の選挙には、次の五ヶ所に投票所が設けられます。  
あなたに投票に行つていただく投票所は、お配りいたします入場券に書いてあります。  
投票にお出かけになる前に、もう一度自分の入場券を確かめて、お間違いないようにしてください。

投票区名	場 所
第一投票区	鎧郷保育園
第二投票区	西川町役場分館
第三投票区	西川町役場
第四投票区	升瀧小学校
第五投票区	貝柄事務所

### ▽投票時間△

投票できる時間は  
午前七時から  
午後六時まで  
です。  
時間に遅れないように早目にお出かけください。  
お助めのかたは、なるべく投票を済ませてから、お助めに出てく

### ▽候補者の氏名はハッキリと△

候補者の中には、同じ「氏」や「名」の人がいることもあり、そのままだけで「氏」や「名」だけだと、自分が投票しようと思った候補者、そのままだけで投票されたことにならない場合もあります。  
また、せっかく投票しても書いた字がわからないために無効になることがありますので、はっきりと書いてください。

### ▽代理投票は△

投票はしたいが……  
・手をケガした  
・もともと字がかけない  
などのため、投票に行っても候補者の名前を自分で書けない人は代理投票ができます。  
代理投票の手続きは簡単です。投票所へおいでになって、係員に「代理投票をしたい」とお申し出になれば、係の人が代わつて他の係の人の立ち会いのうえで書いてさしあげます。  
代理投票をすると「どの候補者に投票したかわかるのではないかと

### ▽不在者投票は早めに△

投票日によむを得ない用務などで投票所に行けない人は、前もって不在者投票をすることが出来ます。  
不在者投票についての詳しいことは、五月二十五日付けの「広報にしかわ」をご覧ください。役場内「選挙事務室」にお問い合わせください。

### ▽投票の秘密は守られます△

あなたの投票は他のたぐいさんの投票とよくかきませて開票されませんから、だれがだれに投票したか書いた本人以外のだれにもわからないようになっていきます。自分でよいと決めた人に安心して投票しましょう。

### ▽入場券をなくした時などは……△

もし、配られた入場券を誤ってなくした場合は、投票所へ行って受付係に「入場券をなくした」と

### ▽町内で住所を移した人△

六月十三日までに転居届を済ませた人は、新しい住所の投票所で投票できますが、六月十四日以降に町内移動した人は、今回の選挙では元の住所の投票所で投票していただくことになります。

**開票風景をビデオ放映**

即日開票午後八時開始(役場議場)

役場 玄関前

開票の結果は、できるだけ早くお知らせすることにしておりますが、開票を参観したいかたは、当然、会場の受付にお申し出下さい。

なお、開票の風景を役場正面玄関にビデオで放映する予定ですが、そこでもご覧になることができます。

### 公職選挙法が改正になりました

公職選挙法の一部を改正する法律が去る三月三十一日第九十四国会において成立し、四月七日に公布され、本年五月十八日から施行されました。

- 一 選挙事務所の移動の制限
- 二 任意制ポスター掲示場の拡充
- 三 後援団体などの政治活動のために使用する文書図面の掲示の制限の強化
- 四 選挙期間中における政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制の適正化
- 五 連座制の強化
- 六 選挙人名簿の登録制度の改善などを図るために行われたもので、このうち、主な改正点の概要は次のとおりです。

### ▲選挙事務所について

選挙事務所は、一日に一回をこえて移動することができないことになりました。

### ▲後援団体等の政治活動のために使用される文書図面の掲示について

① 後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる当該後援団体の名称を表示する立札及び看板の類の数は、同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて、当該公職の候補者等の選挙の種類に応じて次の総数(法定数)の範囲内となりました。  
(当町の場合)町議会議員及び町長選挙 四

なお、公職の候補者等が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札及び看板の類の総数は従来どおりです。  
すべて立札及び看板の類には、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請してその交付を受けた表示板を用いて表示をしなければ掲示できないことになっています。

② 従来掲示が禁止されていた公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名(氏名類推事項を含む)又は当該後援団体の名称を表示するポス

ターのうち、当該公職の候補者等や当該後援団体の政治活動のために使用する事務所もしくは連絡所を表示し又は後援団体の構成員であることを表示するためのものは、掲示できないことになりました。

### ▲任意制ポスター掲示場について

都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙について、従来の任意制ポスター掲示場制度に加えて、新たな任意制ポスター掲示場制度が設けられました。すなわち、これらの選挙について、条例で定めるところにより、義務制ポスター掲示場の場合と同様の方法により算定した数の掲示場が設けられた場合は、選挙運動用ポスターは、当該掲示場ごとに公職の候補者一人につき、それぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができないものとされました。

### ▲街頭演説及び街頭政談演説について

選挙運動のための街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまつてすること

のないよう努めなければならぬものとされ、街頭政談演説を開催する確認団体についても同様とするものとされました。

### ▲連座制について

### 町議会議員選挙に選挙運動用ポスターの

# 公営掲示場が

設けられます。

町では、従来の町議会議員・町長選挙のときのような町じゅうにポスターがあふれて美観を損ねたり、交通標識の障害ともなるようなことのないようにと、今国会で成立した公職選挙法の改正によって新設された(任意制ポスター掲示場)の制度をとり入れることとして、「西川町議会議員及び西川町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」の制定が六月町議会定例会で議決され、町選挙管理委員会が掲示場の設置主体となって、このたびの町議会議員一般選挙から実施されることになりました。  
この任意制ポスター掲示場の制

度は、衆議院議員や参議院(地方区)議員・県知事選挙の際に設けられる義務制ポスター掲示場の制度に準じたもので、一投票区について五箇所以上十箇所以内において、それぞれの投票区の選挙人名簿登録者数と面積に応じて政令で定められた基準に基づいて算定した数の掲示場が設けられた場合は、公職の候補者は、その掲示場ごとに一人が一枚ずつポスターを掲示する以外に他に掲示することができないものです。  
したがって、今後町議会議員選挙及び町長選挙においては、選挙運動用のポスターを個人の棚垣とか構築物等にはつたり、プラカード

式のポスター等はいつさい掲示できないことになりましたので、町的美観上等の面から、候補者はじめ町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

このたびの町議会議員一般選挙において設けられるポスター掲示場の概要は次のとおりです。

○掲示場の数は、町内全部で三十箇所設置します。

○掲示場の掲示面の区画数は、三十区画とし、区画には区画番号を記載します。

○一区画の大きさは、縦横おおよそ四十五センチメートルです。

○候補者が、掲示場ごとにポスターを掲示するときは、立候補届けの順位と同一の区画番号の区画に掲示することになります。

掲示場は、候補者以外のかたは使用することはできませんし、掲示板をこわしたりポスターを破いたりすると罰せられることになっています。

なお、掲示場の異常等お気付きになられましたら選挙管理委員会へお知らせくださるよう、掲示場の管理及び維持保全にご協力をお願いします。

### 選挙寸考

#### 西川町選挙

##### 管理委員会

委員長

朝妻 武明



六月二十一日は任期満了にともなう町議会議員の選挙が行われます。

町選挙管理委員会と西川町明るい選挙推進協議会では、「この一票に『愛』をこめて」をこのたびの選挙のスローガンとしております。

この意味は、第一に郷土を愛する気持ちで、第二には、自分の推す候補者を愛する気持ちで、投票していただきたいということです。

私たちは今、西川町に住んでいて、私たちが西川町が「より発展性のある豊かな町」であることを望んでいます。それは、町を愛する気持ち

ちがあるからなんです。そして、選挙はこういう気持ちを生かす場でもあるわけです。「政治を軽蔑するところには立派な政治はあり得ない」と同じように、「郷土を愛する気持ちのないところには立派な選挙はあり得ない」のです。

立派な選挙が行われ、町民一人一人が協力し、それをリードする政治力(政治の指導性と方向性)があつてはじめて私たちの幸せがあるのです。

そういう意味で議員は、私たちの幸せを握るかぎとしての存在であり、又私たちの希望や考え方を

政治に反映させるパイプ役でもあるわけです。

「主権在民」という言葉が今は遠い昔の言葉のように忘れ去られようとしていますが、これこそが民主主義精神の根底にあることをもう一度思い起こし、「何ものにも拘束されない、自分の正しい判断であなただけの一票行使して下さい。あなたの町を愛する一票が、あなたの候補者を愛する一票が、私たちの西川町を発展に導き、私たちの幸せを運ぶ青い鳥であることをかたく信じております。」

ての町民の願いでありましょう。

その「願ひ」のこもった選挙と、いってよいと思われるこの機会を、「もつて範たる選挙」にしていただきたいと思ひます。

さて、明るい選挙推進協議会は、

まず第一に、有権者一人一人が必ず投票する「投票総参加」を推進することであり、第二に有権者が自由に表明した意志に基き、正しい選挙が行われる「明正選挙」を推進してゆく会であります。

各町内部落から選出された方々はたいへん熱心で誠意ある皆さんで「明るく正しい選挙を推進するた

めにどうすればよいか」を会議こ

とに話し合っております。

推進協議会の目的とする目標にむかつて、皆さんの活躍を期待申し上げたいと思ひます。

次に有権者の皆さんにお願い申し上げます。

このたびの選挙は最も身近であり、私たちの地域社会盛衰にかかわりあいがありますので、関心が高く投票は総参加だと思ひます。だが往々にして、熱心あまり、正しい判断がなくなり、あつては

いけない、としてはならない、よ

うな事が、もしあつて「明るく正しい選挙」が行われなければ歴史

ある西川町が、大きな恥辱を受けることになると思ひます。

どうか良識ある有権者の皆さん、正しい判断力をもち、「明日の町づくり」のため明るく正しい選挙が行われることを切望いたします。

そして清らかな明るい選挙が行なわれてこそ「みんなの町、西川町」をみんなの手で、いっそう豊かで

住みよい明るい地域社会にすることが出来ることだと信じてうたが

いませぬ。悔いのない選挙が行なわれることを期待いたします。

### 明るく正しい選挙を 明るい選挙推進協議会



会長 田子 了秀

私たちの最も身近な選挙であります町議会議員選挙が、来る六月二十一日に行われます。

明るい郷土づくりと生活をより豊かにしようとする願ひは、すべ